

学生除籍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則(以下「学則」という。)第43条に基づいて除籍を行うこととする場合の手続きを定める。

(除籍の基準及び除籍日)

第2条 学生の除籍の基準及び除籍の日は、別表のとおりとする。

(除籍予告通知)

第3条 学長は、学生が学則第43条第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、前条で規定する除籍の日の概ね1か月前までに学生に対しその旨を除籍予告通知書(様式第1号)により通知する。

2 前項の通知を学生にした場合は、その保証人に対し当該通知の写しを送付する。

3 第1項の通知は、配達証明郵便により行う。

(除籍通知)

第4条 学長は、学則第43条第1号、第2号及び第3号に該当し除籍した場合は学生に対し、同条第4号に該当し除籍した場合は学生の保証人に対し、除籍通知書(様式第2号)によりそれぞれ通知する。

2 前項の通知を学生にした場合は、その保証人に対し当該通知の写しを送付する。

3 第1項の通知は、内容証明郵便により行う。

(補則)

第58条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区 分		除籍の基準	除籍の日	
学 則 第 43 条	第1号	学則第26条に定める在学年 限又は学則第38条第1項及 び第2項に定める休学期間を 超えた者	在学年限を超えること 又は休学期間を超える こと	在学年限の満 了日又は休学 期間の満了日
	第2号	学則第30条第2項に該当す る者のうち、入学料を所定の 期日までに納入しない者	入学した年度の9月30 日現在で入学料を完納 していないこと。ただし、 学長が特に必要と認め る場合は、学長が別に 定める日。	入学した年度の 9月30日。ただ し、学長が別に 日を定めた場合 は、その日。
	第3号	授業料を所定の期日までに 納入しない者	当該年度の3月31日現 在(卒業年次生又は修 了年次生は2月末日現 在)で授業料を完納して いないこと。ただし、学 長が特に必要と認める 場合は、学長が別に定 める日。	当該年度の3 月31日。ただ し、学長が別に 日を定めた場合 は、その日。
	第4号	死亡した者	死亡したこと	死亡した日 (死亡推定日 を含む)

(様式第1号)

保大第 号
年 月 日

様

神奈川県立保健福祉大学
学長 中村 丁次

除籍予告について(通知)

神奈川県立保健福祉大学学則第43条に基づき、次のとおり除籍することを予告する。

1 学籍番号

2 氏 名

3 除籍予定日 年 月 日

4 理 由 学則第26条に定める在学年限を超えるため
(学則第38条に定める休学期間を超えるため)
(年 月 日現在、入学料を完納していないため)
(年 月 日現在、 年度前期(後期)授業料を完納
していないため)

(様式第2号)

保大第 号
年 月 日

様

神奈川県立保健福祉大学
学長 中村 丁次

除籍通知

神奈川県立保健福祉大学学則第43条に基づき、次のとおり除籍した。

- 1 学籍番号
- 2 氏 名
- 3 除籍日 年 月 日
- 4 理 由 学則第26条に定める在学年限を超えるため
(学則第38条に定める休学期間を超えるため)
(死亡のため)
(入学料を完納していないため)
(年度前(後)期授業料を完納していないため)